



亀田郷土地改良区
 新潟県新潟市江南区東早通 1 丁目 2 番 25 号
 〒 950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756
 ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者 **山 我 森 實**

東部地区 事務所	亀田出張所 381-7586 ②382-9339	西部地区 事務所	石山出張所 286-4816 ②286-2340
南部地区 事務所	横越出張所 385-2018 ②385-4383	島屋野出張所 244-3778 ②243-1230	大形出張所 273-1754 ②270-0222
事務所	曾野木出張所 280-6101 ②280-6218	北部地区 事務所	大江山出張所 276-2381 ②277-5521
事務所	両川出張所 280-2130 ②280-3856	事務所	

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



組合員 4,679人 : 横越 966 / 大江山 783 / 亀田 715 / 両川 454 / 曾野木 487 / 鳥屋野 203 / 山湯 222 / 石山 272 / 大形 577 平成27年3月31日現在



伊田総務副会長 (両川) 渡辺理事 (鳥屋野) 田中理事 (山湯) 青木理事 (横越) 小林事業副副会長 (大江山)
 榎並総務会長 (亀田) 山我理事長 (曾野木) 鈴木副理事長 (大形) 齋藤事業部会長 (石山)

理事長 山我森實 (曾野木工区)
副理事長 鈴木昭博 (大形工区)

去る2月8日に理事会を開催し、新理事の互選により理事長・副理事長および総務・事業部会の正副会長が選任され、新しい体制が決まりました。

理事長挨拶

山我 森實

去る2月8日の理事会に於いて、互選により再任され、理事長という重責を引き続き務めさせていただくことになりました。組合員の皆様のため、頑張る所存ですのでよろしく願いいたします。

昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、強い農業と美しく活力ある農村の創出という目標に向けて、様々な取り組みが進められております。そして新しい指標として食料自給力も示されており、計画推進に貢献する新たな農業生産基盤整備の施策も掲げられております。

これは農地や農業水利施設といった地域資源が、持続的に発揮されることが前提とされた政策であります。亀田郷が県内有数の農業地域として発展してきた原動力であるこれら施設の存在が当たり前ではなく、先人たちの労苦の末に築き上げられたことを再認識し、今日の繁栄の源となるこの施設を計画的に維持管理していくことで、農業生産活動を安定させていくことが求められています。

「水を活かし、土を育て、里を創る」土地改良区の愛称であります“水土里ネット”の役割の要である土地改良施設の適正な管理と計画的更新は、その根幹となる財政基盤の強化と、安定的な

財源が確保できなければ継続は難しいと考えており、早急に解決しなければならない重大な問題です。昨年はTPP交渉が大筋で合意され、今後私達を取り巻く環境は大きく変わろうとしており、時代の要請に沿って柔軟で素早い対応が求められています。

そして、いよいよ本年、中期計画を行動に移す年となりました。4月よりこれまで各地区に展開してまいりました出張所を休止いたします。平成29年3月の出張所廃止に向け、1年間の移行期間を設け、業務に支障が出ないよう出張所業務を本部に集中させ、効率化を図り、経常費の節減に努めていきます。組合員の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。今後もよりいっそう工区、分区、組合員の皆様と連携を密にして、確実に問題解決に向け対処し、健全な土地改良区の経営が図られるよう努力したいと考えています。

この亀田郷で多様な農業生産が営まれ、食料生産基盤を着実に次世代に引き継いでいくと同時に、美しい田園風景を守るため、役員一体となって業務運営に努めてまいりますので、組合員の皆様方にはなお一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

総代総選挙 (H27.12.20) により

新総代決まる

再任 32 人 / 新任 35 人

昨年12月13日～14日に総代総選挙の立候補受付を行い、全選挙区において定数を超えなかったため、無投票当選となりました。任期は平成28年1月12日から平成32年1月11日までの4年間です。

また、2月17日には新任総代研修会ならびに役員・総代研修会を開催しました。

新しい総代の皆様は以下のとおりです。



新任総代研修会の様子

第一選挙区 (横越) 定数10名	第二選挙区 (大江山) 定数9名	第三選挙区 (亀田) 定数10名	第四選挙区 (両川) 定数6名
* 永井 静雄 (横越上町)	阿部 徳威 (北山)	佐藤 一洋 (城山)	* 才須 幸 (割野)
高橋 誠一 (横越中央)	* 山倉 徳太郎 (丸山)	* 本圖 繁博 (船戸山)	* 大島 千春 (割野)
五十嵐 利夫 (横越東町)	* 国原 善明 (茗荷谷)	土橋 和範 (手代山)	* 石附 九真夫 (嘉瀬)
* 伊石 正博 (横越川根町)	* 荒井 秀一 (松山)	* 渡辺 仁信 (日水)	* 佐藤 貞和 (花ノ牧)
坪谷 利之 (木津)	大沢 一衛 (笹山)	* 窪田 敏夫 (茅野山)	* 本田 文義 (和田)
佐藤 誠一 (二本木)	伊藤 一栄 (大渕)	勝山 秀樹 (泉町)	* 佐藤 清一 (舞潟)
諸橋 俊晴 (沢海)	岩橋 由幸 (大渕)	杉本 克己 (早通)	
* 中川 一広 (小杉)	* 加藤 正美 (西野)	丸山 日出雄 (早通)	
佐藤 和雄 (小杉)	* 窪田 悦男 (江口)	小林 信行 (下早通)	
岩田 周司 (駒込)		佐藤 勉 (丸潟)	
第五選挙区 (曾野木) 定数7名	第六選挙区 (鳥屋野) 定数7名	第七選挙区 (山潟・石山) 定数10名	第八選挙区 (大形) 定数8名
野上 敏 (曾川)	* 蒲澤 吉守 (大島)	* 上田 仁栄 (山二ツ)	* 大橋 一男 (寺山)
野上 文彰 (楚川)	* 佐藤 久一郎 (鳥屋野)	* 桜井 政雄 (姥ヶ山)	田中 作一 (岡山)
小泉 雅義 (天野)	板井 茂 (出来島)	* 伊藤 明憲 (長潟)	* 吉野 収 (本所)
* 鈴木 賢一 (嘉木)	* 小林 耕四郎 (上近江)	* 大野 興次 (清五郎)	田村庄 栄 (一日市)
波多野 誠一 (丸潟新田)	* 渡辺 一好 (天神尾)	酒井 聖和 (石山)	* 五十嵐 源一 (津島屋)
* 鷺津 敦 (鍋潟新田)	* 長谷川 嘉郎 (紫竹山)	清水 良一 (中野山)	小島 敏夫 (松崎)
* 三原 修 (鐘木)	渡辺 昭雄 (女池西)	* 國兼 尋一 (猿ヶ馬場)	近藤 武正 (河渡本町)
		種橋 憲雄 (紫竹)	* 田中 芳夫 (太平)
		* 倉田 勇司 (山木戸)	
		佐野 正人 (中木戸)	

*印は新任

亀田郷土地改良区出張所休止に伴う地区事務所体制についてご案内

日頃、当土地改良区の運営と事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当土地改良区では、かねてより進めております「亀田郷中期計画2011」に基づき、平成29年3月末の全出張所廃止に向けた取り組みの前段として、平成28年4月1日より全出張所を休止とし、地区事務所体制による業務を行います。

地区事務所につきましては、亀田郷土地改良区の事務所1階に4事務室を設け業務を行います。

組合員の皆様には何かとご迷惑をおかけいたしますが、役職員一体となり更なる組合員サービスの向上に努めて参ります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【地区事務所連絡先一覧】

平成28年4月1日より

地区事務所名	電話番号・FAX番号	地区事務所住所	旧管轄出張所 (工区)
東部地区事務所	電話 381-7586 FAX 382-9339	〒950-0148 新潟市江南区東早通一丁目2番25号 (亀田郷土地改良区1階)	亀田出張所 (亀田工区) 横越出張所 (横越工区)
南部地区事務所	電話 384-8502 FAX 384-0061		曾野木出張所 (曾野木工区) 両川出張所 (両川工区)
西部地区事務所	電話 384-8660 FAX 384-0691		石山出張所 (山潟工区) (石山工区) 鳥屋野出張所 (鳥屋野工区)
北部地区事務所	電話 381-7715 FAX 381-7719		大形出張所 (大形工区) 大江山出張所 (大江山工区)

※上記電話番号およびFAX番号は平成29年3月末迄の暫定的なものです。

平成28年度より消費税の取り扱いを外税に変更します

当土地改良区はこれまで他目的使用料及び手数料につきましては、実質消費税は頂いておりませんでした。今後の消費税引き上げに対して料金の見直しが必要となってまいりました。

平成28年度より下記のとおり外税方式（円未満切り捨て）に改める事になりましたので、皆様のご理解をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定後：現在の料金+消費税（現行8%）
2. 実施時期：平成28年4月1日より（※更新についても同様となります。）
3. 他目的使用料

使用種類		単位	現在の料金
電柱	電柱	1本あたり	1,200円（1ヶ年）
	電話柱	1本あたり	690円（1ヶ年）
	他柱	1本あたり	53円（1ヶ年）
地下埋設物	油管・ガス管・ケーブル等	外径 200mm未満	1ヶ年 70円/m
		外径 200～400mm未満	1ヶ年 130円/m
		外径 400～1000mm未満	1ヶ年 320円/m
		外径 1000mm以上	1ヶ年 640円/m ケーブル同額
橋梁及び暗渠類	木橋、鉄板、コンクリート橋 暗渠については橋梁と同一扱い	永久施設 仮設的なもの	1ヶ月 120円/m ² 仮設については、使用期間で徴収
排水	浄化槽排水	1人槽当たり	360円（1ヶ年）
	工場排水	1m ² 当たり	5円（1ヶ月）

4. 手数料

対象となる事務	名称	区分	現在の料金
亀田郷土地改良区 道路及び水路使用 規程に基づく許可書	他目的使用許可書交付手数料		1,000円/1件
	改築等工事許可書交付手数料		1,000円/1件
	用途廃止許可書交付手数料		1,000円/1件
都市計画法に基づく同意書	29条交付手数料		1,000円/1件
	32条交付手数料		1,000円/1件
	その他交付手数料		1,000円/1件
建築基準法に基づく同意書	43条交付手数料		1,000円/1件
	その他交付手数料		1,000円/1件
農地法に基づく意見書又は証明書	地目変更証明書手数料	市街化調整区域	1,000円/1件
	4条、5条交付手数料		1,000円/1件
農業振興法に基づく意見書	農振除外意見書交付手数料		1,000円/1件
組合費未納証明書	証明書交付手数料		1,000円/1件
換地簿、確定図、平板原図等の閲覧 幅員証明書	閲覧手数料		1,000円/1件
	幅員証明書交付手数料		1,000円/1件
土地改良区有地等の境界立会い	立会手数料		5,000円/1件
その他証明書・許可書の交付又は備付図簿書の閲覧	交付又は閲覧手数料	一般	1,000円/1件

木戸病院健診センター 健康管理助成のご案内

亀田郷地域センターでは、亀田郷土地改良区組合員とその同居家族を対象にした「生涯健康管理」を推進するため、木戸病院健診センターでの半日ドック受診について、助成金を交付しています。多くのおみなさまがこの制度を積極的に活用し、自らの健康管理に役立てられますよう期待しています。

助成上限額：1人、年1回につき 5,000円
助成対象：亀田郷土地改良区の組合員または同居家族

◎助成制度活用する方法

これまでは亀田郷土地改良区の各工区で受診助成券を発行していましたが、平成28年4月1日受診分からは、ご申告に基づく制度といたします。

木戸病院健診センターでの半日ドック受診をご予約の際、「亀田郷土地改良区の組合員（または組合員の同居家族）である」ことをお申し出ください。受診後の支払い時、助成額を差し引いた金額で、健診料が請求されますので、請求額をお支払い願います。

土地改良区からのお願い

油の流出事故防止について

一年を通して用水路・排水路への油の流出事故が絶えません。特に今年は灯油による被害が多く、消防署や警察署から農家の皆さまへ啓発をお願いされております。

油類の流出は火災の危険性だけでなく周辺の自然環境にも深刻な影響を与えかねません。万が一、農地にまで汚染が広がってしまいますと、作付け補償や土壌改良などその補償は計り知れません。

今一度、身の回りの屋外・屋内の貯蔵施設をご確認頂きますようお願いいたします。

農家の皆さま
にお願い
したいこと

- ① ホームタンクからポリタンクへの小分けは絶対にその場から離れない。
- ② 小分け後はしっかりとバルブを閉めたことを確認する。
- ③ ビニールハウスや作業小屋への配管に異常がないか確認する。
- ④ ホームタンクの大きさ、取扱い、届出は法律で決まっています。

今年度起きました 油流出事故の一例です

園芸用屋外タンクから灯油が漏れ消防車・パトカー計5台が出動しました。終報まで丸一週間掛かりました。



家庭用屋外タンクからポリタンクへの小分け中その場から離れタンクが全て空になりました。



廃材や農作物の不法投棄はダメです!

例年、農道や用排水路にさまざまな廃棄物が不法に投棄されます。

毎年、組合員の皆さまからもご協力いただき亀田郷一斉清掃で清掃活動を行っておりますが、一部の心無い人によって農地を取り巻く環境が脅かされています。

施設の維持管理に支障が出るばかりか、多額の処理費を掛け、本部・工区・分区で処分しなければなりません。

水路に投棄してしまったが故に、いつしかそれが排水を妨げ、氾濫を招き、田んぼや住宅に甚大な被害をもたらします。

損害を賠償し、懲役に処せられ、罰金まで払わなければなりません。

ハウスの廃材やご自宅の粗大ゴミは、絶対に投棄しないでください。

不法投棄をした者：5年以下の懲役か1000万円以下の罰金或いは両方（法人は3億円以下）

実際に新潟地方検察庁に書類送検され罰金30万円が科せられました。

